

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和5年10月13日

秋田県監査委員 今川 雄 策
秋田県監査委員 三浦 英 一
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半田 直 樹
財 一 217
令和5年9月26日

秋田県監査委員 今川 雄 策
秋田県監査委員 三浦 英 一 様
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半田 直 樹

秋田県知事 佐竹 敬久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年8月29日付け監委一671で報告のあった指摘事項に対する措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	下水道マネジメント推進課	監査年月日	令和5年7月14日
(指摘事項) 下水道使用料に係る過年度未収金について、適切な債権管理に努めること。			
(措置状況) 令和3年度に新たに発生した下水道使用料に係る未収金2,105,407円については、令和4年度に192,511円、令和5年度4月以降に105,006円を回収しております。			
今後とも分納誓約の確実な履行を促すなど債務者への納付指導を行うとともに、十和田湖公共下水道の使用に係る各種届出義務の周知を図り、未収金の回収及び発生防止に一層努めてまいります。			